

お知らせ

平成14年7月1日から、退職金
請求時の添付書類として
必ず住民票が必要になります。

(従来の運転免許証等のコピーは
受付けることができません。)

『建設業退職金共済制度事務処理の手引き』
を下記のとおり改訂します。

P35 9(2)及びP37 10(3)

旧
(住民票の原本又は運転免許証等のコピー) → 新
として必ず住民票

P38及びP39

旧
住民票等 → 新
住民票

P40□枠の中の6

旧
又は住民票の原本 → 削除